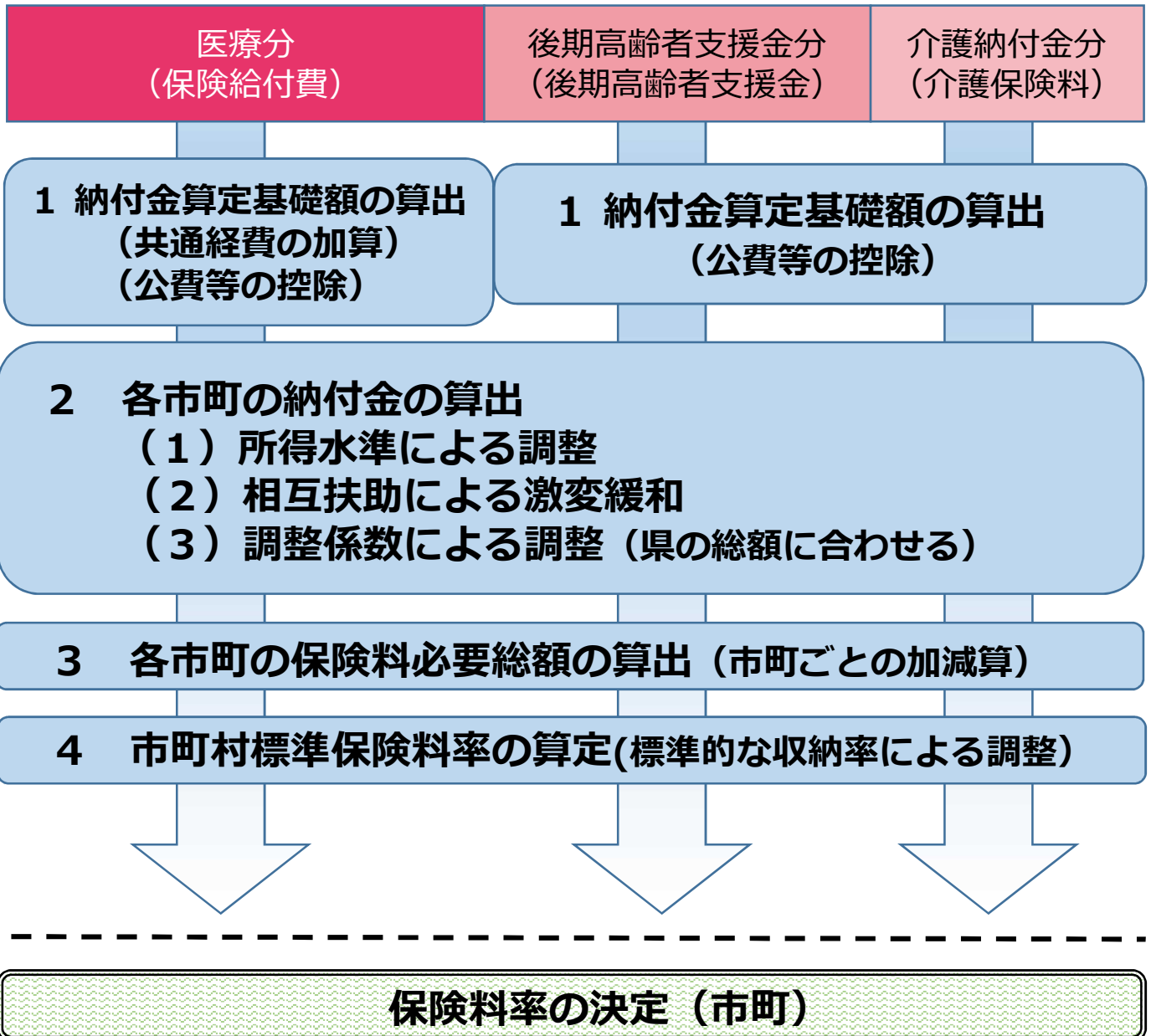


市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

- 県が市町に示す納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に計算し、合算したものの。
- 県全体で必要な保険給付費等は、医療分は保険給付費、後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金、介護納付金分は介護保険料の必要額を、国から示される係数や市町からのデータ等を基に推計して算出する。
- 県全体の保険給付費等から、市町の納付金・標準保険料率までのおおまかな流れは以下のとおり。

県全体の保険給付費等



市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

1 納付金算定基礎額の算出

- 県全体の保険給付費等から、前期高齢者交付金や普通調整交付金（国費）等の公費の歳入を差し引き、歳出（共通経費）を加えて、納付金算定基礎額を算出する。

【歳入・歳出の県単位化（共通）部分】

- ※ 出産育児一時金(法定繰入相当分を除く。)、葬祭費(1件3万円)、審査支払手数料を共通経費として県全体の歳出に加える。
- ※ 医療費に関する特別調整交付金(国費)を、県全体の歳入に加える。

2 各市町の納付金の算出

- (1) 市町ごとの所得水準を反映する。
- (2) 納付金の算定方法の変更による影響額について、一定割合を市町間で相互扶助する。
- (3) 各市町の納付金算定基礎額の総額を県の総額に合わせる。

- ※ 市町ごとの年齢調整後の医療費水準を反映しない。(医療分)
- ※ 所得水準の反映に用いる応益割と応能割の比率を50:50とする。
- ※ 市町間の相互扶助により納付金額の激変緩和を図る。

2 (1) 所得水準による調整

- ① 県全体の納付金算定基礎額を応益分(人数シェアと世帯数シェア)と応能分(所得シェア)の2つに分ける。※応益割：応能割 = 50:50
- ② 応益分を各市町の人数シェアと世帯数シェアに応じて、応能分を各市町の所得シェアに応じて各市町に配分する。
※人数シェア：世帯数シェア = 70:30

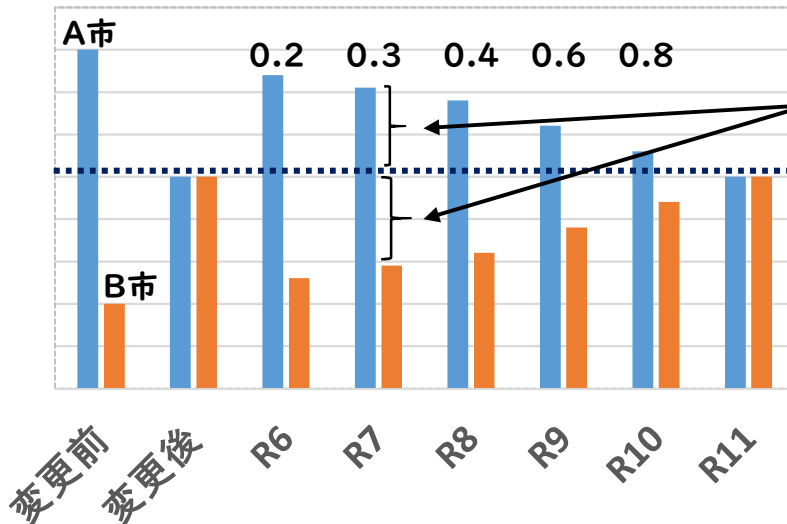


市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

2 (2) 相互扶助による激変緩和

- 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分について、納付金の算定方法の変更に伴う影響額のうち、一定割合を市町間で相互扶助することにより、納付金額の激変緩和を図る。
- 令和7年度の相互扶助の一定割合は、0.3とする。

相互扶助のイメージ図



相互扶助による
激変緩和

2 (3) 調整係数による調整 (県の総額に合わせる)

- 各市町の納付金額の総額を県の総額に合わせるために調整する。

3 各市町の保険料必要総額の算出 (市町ごとの加減算)

- 市町ごとに異なる公費、費用を加減算して、保険料必要総額を算出する。

主な加減算項目

	加算項目	減算項目
医療分	保健事業 直診勘定繰出金 出産育児一時金 (法定繰入相当分) 葬祭費 (1件3万円超) 条例減免 特定健康診査	国からの交付金 保険者支援制度 県繰入金 (市町ごとの事情による) 特定健康診査負担金 出産育児一時金 (法定繰入分) 過年度の保険料収入見込み
後期高齢者支援金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み
介護納付金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み

市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

4 市町村標準保険料率の算定（標準的な収納率による調整）

- 保険料必要総額を市町ごとの収納率※で割り戻し、標準的な賦課割合により市町ごとの標準保険料率を算定する。（※市町ごとの直近3年の最低値）
- 県が示す標準保険料率は、市町ごとの事情（基金からの繰入等）を考慮していないため、市町が定める保険料率とは必ずしも一致しない。

保険料率の決定（市町）

- 市町は、県が示した納付金額、保険料必要額等を参考に、賦課割合、収納率見込みや基金からの繰入等を考慮して、保険料の算定方式、保険料率等を決定する。